



▶ 外貨管理例の改正2

▶ 農村土地所有権における新たな発展3

▶ 中国法律速報 2&4

中国

リーガル

ニュースレター

SUMMARY

外貨管理条例の改正

中国経済の発展および成熟につれ、外貨に対する厳格な制御および国境を越える資金流出入に関する政策にも顕著な変化が見られます。その為、最近、外貨条例の改正が公布されました。その内、主要な改正は、外貨資金に対し流入を自由化し流出を監督・管理している状態から、流出入を共に均衡管理する状態に変更されたことです。同時に、国内機構・個人の外貨収入を国外へ預けおくことを承認しました。そして、更に厳格な管制を施行し、資金に対し合理的な解釈ができること、また不正利益の発生を抑制する見込みです。

作者：藩立冬 / 鄧勇

農村土地所有権における新たな発展

土地所有権は依然として管理しにくい問題です。しかし、農村地区の発展を促進するため、中国政府は最近関連の決定事項を公布し、一部の農民および小都市に対し、自身の利益のために土地を有効活用できるよう、より強い柔軟性を与えました。この絶えず変化している問題を理解できるよう、本文では、必要とする背景情報を提供し、また、中国にて不動産の投資を行う希望がある方へ、将来の発展方向についての予測の提供します。

作者：Zach Wortham / 鄭鳳瑜 / Cristina Di Luigi

NEWS FLASH



敬海法律事務所は国際的法律事務所連盟—Terralexに加盟致しました

敬海法律事務所は国際的法律事務所連盟 (<http://www.terrallex.org>) の要請に答え、広州地区の会員として当該連盟に加入しました。当該連盟は世界中200以上の国や地域および国際的都市に連盟法律事務所を設け、さまざまな法律分野の専門弁護士数千名が在籍しています。そして、国、地域および専門分野を越える法務サービスネットワークを構成しています。弊所は北京の柳藩法律事務所、浩天信和法律事務所、上海の錦天城法律事務所続き、第四所目の法律事務所として当該連盟の中国における会員となりました。また、弊社は中国の南方において最大の都市である広州での唯一の会員です。弊所は当該連盟に加入することにより、国内外の顧客に対し、国境を越え多分野の法務サービスを提供をすることが非常に有利になり、同時に、中国での法務サービスの市場競争力およびサービスレベルを更に向上することが可能になりました。

外貨管理条例の改正



『中華人民共和国外貨管理条例』（以下「外貨管理条例」とする）は1996年1月29日から公布され、1997年1月14日に改正されて以来、長い間中国の外貨管理分野において法的効力の最も強い法律であると認識されています。國務院は2008年8月5日に改正された新たな『外貨管理条例』を公布し、公布日より施行しました。

元の『外貨管理条例』と比べ、新たな『外貨管理条例』では主として下記の改正および規定が作成されました。

1、外貨資金に対し、「流出を管理」する状態から「均衡を管理」する状態に変更する

中国の対外改革開放初めの二十年間（20世紀90年代頃）において、中国政府は外貨資金が欠乏していたため、対外貿易政策および外商投資政策を制定する際に、外貨資金の中国への流入を奨励していましたが、外貨資金の流出に対しては厳格な制限、監督管理政策を施行していました。

ただし、近年来、中国の外貨貯蓄高は急速に増加しています。報道によると、2008年6月末時点の、国家外貨貯蓄高は前年同期比35.73%増の1兆8088億米ドルとなりました。外貨貯蓄高が多すぎることによって、中国の金融リスクおよび国際的な投機行為が増加しています。現状の外貨貯蓄高および為替レートの情勢に基づき、新たな『外貨管理条例』では、外貨に対し「均衡管理」を実行するようになりました。即ち、従来のただ外貨資金の流出を制限、監督管理していた状態から、外貨資金の流出入に規範化した監督・管理を施行することへの変更です。

2、国内機構・個人の外貨収入は、国内へ回収することも国外へ預けおくこともできる

元の『外貨管理条例』では強制外貨決済制度（強制結匯制度）を実行していました。その規定は「国内機構の經常項目の外貨収入は必ず国内へ回収しなければならない」とこと、国内機構の經常項目の外貨収入は「外貨指定銀行に売却するか、または許可された外貨指定銀行に外貨口座を開設しなければならない」とことです。上述の規定に基づき、企業は海外輸出商品およびサービスによって得た外貨収入から、規定に従い、ある程度の金額を保留する外、他は必ず規定した期間内に外貨指定銀行に売却しなければなりません。また、外貨指定銀行が外貨を中央銀行に売却することによって外貨貯蓄を形成します。

以前、外貨収入を必ず国内へ回収しなければ

ならないと規定したので、現在、中国の外貨貯蓄にはその増加が速すぎることや、および市場流動性が氾濫することなどの問題があります。

上述の問題に対応するため、新たな『外貨管理条例』では国内機構に対するこれらの強制的な規定を取り消しました。そして、「国内機構、国内個人の外貨収入は国内へ回収するかまたは国外へ預けおくことができる」、「經常項目の外貨収入は、国家の関係規定に従い保留するか、あるいは外貨決済、外貨販売業務を經營する金融機構に売却することができる」と指摘しました。上述の規定を通じて、企業または個人が外貨を有する自由度は徐々に緩和されました。

3、經常項目の外貨収支は真実にして合法的取引に基づくものでなければならず、金融機構は取引証券の真実性およびその外貨収支との一致性につき合理的審査を行わなければならない

元の『外貨管理条例』と比べて、新たな『外貨管理条例』では經常項目の外貨収支管理の内容および手順が大幅に簡略化されました。新たな『外貨管理条例』では、經常的な国際支払と移転に対し制限を行わず、經常項目の外貨収支を更に便利にすると規定しました。經常項目の外貨収入に対する強制決済要求を取り消した後、規定に従い、經常項目の外貨収入を保留するかまたは金融機構に売却することが可能になりました。經常項目の外貨支出は外貨支払並びに外貨購入に関する管理規定に従い、有効な証券を以って、自らが有する外貨で支払うか、あるいは金融機構から外貨を購入して支払うことができます。

以前、企業への外貨収支の真実性に対する審査手段が不十分であった為、異常なまでの資金が架空な貿易または虚偽価格の形式を通じて中国国内に流入していました。

その為、經常項目の外貨収支が真実にして合法的取引に基づくものであると保証するため、新たな『外貨管理条例』では、外貨業務を經營する金融機構は、取引証券の真実性およびその外貨収支との一致性につき合理的審査を行わなければならないと規定しました。同時に、外貨管理機構はこれらに対し監督検査を行う権利を有すると規定しました。監督検査は、帳消照合、振込照合、非現場データ照合、現場検査などの方法で行われます。

現在の加工貿易業務を例として挙げます。近頃、地方外貨管理部門は加工貿易經營單位が加工貨（通常外貨である）を請求する時、必ず完成品が加工貿易委託方（または購買者）まで到着した資料を提出しなければならないように要求しました。以前は、完成品の輸出通関の通関書類のみにて、外貨を回収することができていました。

法律速報

『労働契約法』の施行

最近数ヶ月間において、関連部門は『労働契約法』と関連の規定を公布しました。ここに、最新の規定をいくつかご紹介致します。

天津の会社は現在、労働組合の年度集団賃金協商に参加するように要求されています。協商が開始する5日前までに、必ず集団賃金協商に関する全ての資料を提供しなければなりません。且つ、賃金集団協商での賃金の増加比率は必ず地方政府が公布した指導規則に合致しなければなりません。雇用単位が賃金集団協商に参加しない場合、現地労働局の介入、および税金優遇政策において損失をうけると思われます。

『深圳経済特区調和労働関係促進条例』では、労働補償、勤務時間および労働規律に対する協商を規定し、且つ重要な問題に対し集団協商する権利を与えました。しかし、その重要な問題の定義については未だ境界線を定めていません。同時に、当該条例では、全国総工会のような労働組合が専門的な協商人員を企業の集団協商に派遣する権利を有することを暗示しました。

山東省の企業は、一度にリストラする人員が40人以上である場合、必ず先に現地の労働保障部門へ申告しなければならず、許可を得て始めて実行できると告知されました。当該規定は『労働契約法』の解釈によるものです。『労働契約法』は、全ての企業は解雇人員が20名以上である場合、必ずその労働組合の許可を得なければならず、且つそのリストラ計画を労働部門へ報告しなければならないと規定しています。

湖北省労働および社会保障庁の規定では、企業が一回にリストラする人員が50人以上、または従業員総数の10%を超える場合、必ず30日前に現地の人民政府へ報告しなければならないと定めています。

外貨管理条例の改正



この資料に対する比較的厳格な要求は、外貨管理部門が経常項目の外貨収支が真実にして合法的な取引に基づくべきであるという要求を体現しました。それは新たな『外貨管理条例』にて規定された外貨業務の取引証票の真実性、一致性に対する厳格な執行によるものです。

4、国境を越える資金流動に対する監督の強化

新たな『外貨管理条例』では国境を越える資金流動に対する監督を強化しました。その内容は、金融機構が外貨口座で外貨業務を行うこ

と、また、外貨管理機関に対し法律に基づき顧客の外貨収支および口座の変動状況を報告するよう要求したことです。また、外貨管理機関が国境を越える資金流動のすべての項目において監督できると規定しました。

5、規定・法律違反行為に対する処罰の強化

新たな『外貨管理条例』では資金の不法流入、不法決済、決済資金流動管理における違反行為、不法な外貨を携えての出入国行為、および不法な外貨売買仲介行為などに対する処罰規定

を追加しました。規定に違反し外貨を国内に振込んだ場合、違法金額の30%以下の罰金が科せられます。その内容が重大である場合は、違法金額の30%以上100%以下の罰金が科せられます。許可なく外貨または外貨決済資金の用途を変更した場合は、違法金額の30%以下の罰金が科せられます。その内容が重大である場合は、違法金額の30%以上100%以下の罰金が科せられます。

作者：藩立冬 / 鄧勇

農村土地使用権における新たな発展

農村土地使用権の流通に関する最新決議

背景

長い間、中国の物権保護制度は理解しにくいものでした。中国では2007年10月まで第一部物権法が効力を生じていました。これは中国において私有財産権に対する認識、および公有の財産と私有の財産の調整における歴史上の変革を表していました。第一部物権法は、事実上公有の財産と私有の財産に同等の保護を与え、以前の物権法の公有財産の保護に偏った伝統を覆しました。これらの原則に応じ、発展途上の農村地区の財産貯蓄を促進するため、2008年10月12日、中国共産党中央委員会は『中共中央の農村改革発展の推進におけるいくつかの重大問題に関する決定2008』（以下、「決定」とする）を可決しました。当該決定は、農民の土地の賃貸、譲渡、交換および相応な土地使用権の使用による株式取得権利を明確にしました。当該決議は都市と農村双方の発展を促進し、食糧安全を確保でき、且つ農村での金融体系の現代化に有利であると認識されています。

当該決議では、改革過程において現在の農村の基礎施設を改善する必要がある、市場経済による資源配分の作用を十分に利用し、農村の生産力を更に解放・発展させ都市と農村が更に発展するようにと強調しました。決議では、農業生産強化の必要性とそれを更に有効活用すること、新たな業務を展開できるよう、農民に未使用の土地を新たな経済源泉として提供することを表明しました。

また、人々は新たな政策が農村地区へ投資を呼び込み、農業現代化および都市化に必要な経済的な支持が得られることを期待しています。近い将来、工業発展、基礎施設建設、公共サービスおよび就業問題の解決に関する総合的な計画が発表される見込みです。

土地使用権市場化の現行条件

市場化した土地使用権の実現を通じ農村経済の発展を促す目的を実現するため、中国政府は財産権の長期的な確実性、明確性、安全性および実行可能性を保証する必要があります。ただし、中国の現行の法律では土地に対し完全かつ制限を受けない所有権を有することを認めていません。実際上、中国の憲法では都市の土地は国家の所有物、農村および都市郊外の土地は集団所有または国家所有、個人や他の如何なる組織は土地を有することはできないと明確に指摘しています。憲法と同じく、新たに公布された物権法第47条にも、国家は都市の全ての土地、および農村地区の一部の土地を有すると明記しています。また、第58条では集団による土地所有の定義を明確にしました。

土地を完全に私有できないため、中国政府は土地使用権について所有権ではない土地権益体系を制定しました。当該体系は土地請負経営権、建設用地使用権および宅地使用権という三つの部分に分けられます。文字通り、土地使用権には土地を専有する権利、および土地使用により収益を得る権利が含まれます。しかし、使用権の処分または売却は禁止されています。また、個人の土地使用権に関しては時間上の制限があります。

土地使用権の流通

現行の法律体系下では、破産または合併の状況下での流通を除き、集団建設用地使用権の流通は禁止されています。この制限によって、集団建設用地使用権による権益の増長は実際にそぐわない状況です。過去数年間に於いて、地方政府および集団組織は不法な土地流通を通じてこれらの制限を回避していました。2000年初め、一部の地方政府や地方人民代表大会は集団土地流通に関し現地での具体的な施行弁法すら制定しました。2004年、広東省政府が『広東省集団建設用地使用権流通管理弁法』を発行した後、上述の手段による集団土地流通は一段落を告げました。その目的は貪欲な商人および腐敗した政府役人に農民の利益が侵害されないように保護することです。目下、登場した『決定』は地方政府の上述の手段を蘇らせました。例えば、河北省政府は最近『河北省集団建設用地使用権流通管理弁法』を発行しました。それに対し、中国共産党中央は既に積極的に明確な態度を表しました。この不法な土地流通に対する措置が成功する可能性は高いと思われます。

立法改革の予期について

当該『決定』が公布されあまり時間が経過していませんが、農村土地使用権の流通に関する立法改革の傾向につき、ある程度予測することができます。まず、過去制定された集団土地の流通に関する地方法規を合法化させることです。それには又貸、譲渡、賃貸、交換および土地使用権による株式取得が含まれます。『決議』では関連制度に対し統一な表

農村土地使用権における 新たな発展



記が作成されました。その中には集団土地
使用権の担保制度に関する表記も含まれてい
ます。

また、将来の立法では、集団所有土地および
国有土地の使用権規則は平等に扱われる考
えられます。『決議』では、土地流通に
対する統一的税制度を作成すべきであると認
めました。土地管理法の制限下では、集
団土地が旅行・娯楽産業および豪華な住
宅に使用される場合、競売などの公開的な
方法で譲渡しなければなりません。また、
土地流通は土地計画中の土地用途を
変更してはいけません。

しかし、集団土地は本質上
国有土地とは異なります。
『決議』で同等に対処する
ように要求しても、一定の衝突
が生じます。例えば、土地流
通制度に関する制度では、三
分の二以上の村民委員会成員
または三分の二以上の村民代
表が同意すれば、集団土地所有権を譲渡
できるとしています。この種の制限は農
民の利益を保護するためのもの
です、ただし、もしこれらの
制度が農村土地所有権の自由
流通を更に自由化した場合、
農村の中に普遍的に存在し
ている宗族勢力が自らの利益
のため、その権利を濫用す
る可能性があります。

また、国有土地所有権流通による
収益配分は有効に制御できま
すが、農村集団所有土地の流
通による収益の一部は集団経
済組織成員の社会保険に用
いられる見込みです。これら
収益の配分計画は必ず多数
の集団成員に同意のもと、
集団組織の監督下で実施さ
れます。

そのため、農民の利益を保護することを
主旨とする具体的な流通管理弁
法を制定することが比較的理
想的です。例えば、農民が有
するべき権利を保護するため、
集団組織内部の成員が、集
団の決議に同意しない場合、
優先購買権を通じて土地使
用権を取得でき、集団組織に
土地所有権を買い戻すよう要
求する権利を有し、および
集団成員が流通の決定に反
対したことにより損失を受け
た場合、賠償を請求する権
利を有します。

結論

中国共産党中央は農村土地
使用権改革開始について、大
きな自信を示しました。農村
土地所有権改革は、非常に
複雑な問題になるはずで
す。統一の土地市場を建設
・開発するような長期的な
目標と、農業の保護、およ
び農民の利益の保護の間に
良好なバランスを取る必要
がありま

す。

「新たな政策が農村地区により多くの投資
を引き付け、農業現代化および都市化に必要
とする経済的な支持を提供すると思われま
す。近い将来、工業発展、基礎施設建設、
公共サービスおよび就業問題の解決に関
する総合的な計画が発表される見込みで
す。」

作者： Zach Wortham / 鄭鳳瑜 /
Cristina Di Luigi

広州
Tel. (+8620) 8760 0082
Fax (+8620) 8778 4482
info@wjnco.com

上海
Tel. (+8621) 5887 8000
Fax (+8621) 5882 2460
shanghai@wjnco.com

天津
Tel. (+86 22) 2532 3818
Fax (+86 22) 2532 3820
tianjin@wjnco.com

深セン
Tel. (+86 755) 8882 8008
Fax (+86 755) 8284 6611
shenzhen@wjnco.com

青島
Tel. (+86 532) 8666 5858
Fax (+86 532) 8666 5868
qingdao@wjnco.com

アモイ
Tel. (+86 592) 268 1376
Fax (+86 592) 268 1380
xiamen@wjnco.com

福州
Tel. (+86 591) 8781 2260
Fax (+86 591) 8781 2210
fuzhou@wjnco.com

海口
Tel. (+86 898) 6672 2583
Fax (+86 898) 6672 0770
hainan@wjnco.com

敬海速報

敬海法律事務所上海分所、浦東区中国
銀行大厦に移転

敬海法律事務所上海分所は、上海招商
局大厦を拠点とした9年間を経て、12月
15日、浦東区に位置する中国銀行大厦へ
移転する予定です。新たな事務所は以前
と比較し30%増のスペースがあり、移転
により敬海法律事務所の上海における業
務、特に中心業務（海商・海事争議解
決、外商・外商投資企業への会社・商事
・知的財産権に関する問題解決）の拡大
を可能にしました。

上海分所への訪問をご希望の際は、弊
社担当者または高級顧問のMaarten Roos.
(Eメール: miroos@wjnco.com) までご連絡
ください。

ボクシングヘビー級元世界王者、
ホリフィールド (Evander Holyfield)
広州総所へ来訪



連続4度の防衛に成功したボクシングヘ
ビー級元世界王者イバンダー・ホリフ
ィールド氏が、中国輸出入商品交易会に
参加するため広州に滞在されていました。
その間、弊所の顧客経理ザック・ウォ
ーサム (Zach Wortham) の招待に応じ、
敬海法律事務所広州総所への来訪が
実現しました。ホリフィールド氏は、
弊所のパートナーや弁護士と会
見し、弊所の発展史は中国の現代に
おける発展の典型の一つであると言
及されました。ホリフィールド氏
のこの度の来訪は、弊所にとって
誠に光栄なことです。次回の中国訪
問の際もご来訪いただけることを心
待ちにしております。